

錦生赤目小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめに対する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

いじめはいじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。また、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行いません。他の児童に対して行われるいじめを認識したら、これを放置しないように、いじめ防止のため、次の4点を基本理念として対策を講じます。

- ① いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得るとの認識を持ち、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。
- ② とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」に取り組む未然防止活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践していきます。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめを解決していきます。いじめ問題の対応にあたり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧に説明を行います。
- ④ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」を見落とさないようにして、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知します。

(2) いじめとは

いじめとは、「当該児童に対して一定の人間関係にある者が、心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)」であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学校生活を過ごすことができるよう、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適正かつ迅速に対処する。

(4) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組む。また、いじめが認識された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識です。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にもおこり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。

- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果し、一体となって取り組む問題である。

2. いじめ防止等の対策のための組織

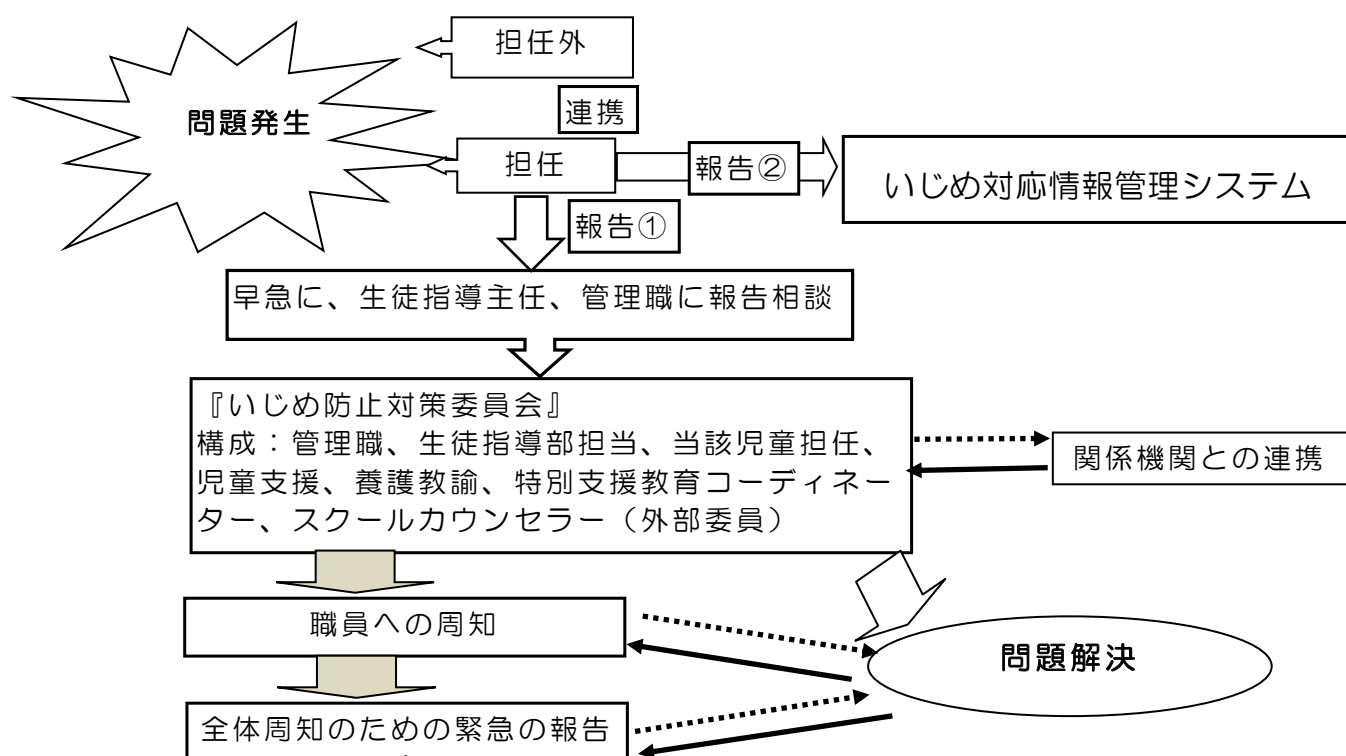
(1) 組織について

- ① いじめ対策のため、「いじめ防止対策委員会」を校長、教頭、生徒指導部担当教諭、児童支援担当教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（外部からのいじめ防止対策委員）で構成します。（協議や対応する内容に応じて構成員は変動）
- ② 「いじめ防止対策委員会」は、児童理解および、いじめ防止等の取組や計画の作成・実行・検証・修正を統括とします。
- ③ 開催は、学期に1回を定例会とし、いじめ発生時は臨時いじめ防止対策委員会（対応する内容に応じて構成員は変動）を緊急開催します。

開催時期	内容	開催時期	内容
1 学期	前年度の取り組み、方向性の確認 1 年間の活動の確認 児童の様子の交流 Q-U 調査実施後の様子 いじめアンケート実施 ピンクシャツ運動、等	2 学期	いじめアンケート実施 夏休み明けの児童の様子の交流 Q-U 調査実施後の様子、等
		3 学期	いじめアンケート実施 1 年間の総括 次年度にむけて、取り組みの検証 と方向付け、児童の様子、等

(2) 『いじめ防止対策委員会』の業務内容および役割

- (1) 定例会を持ち、児童の理解に努めます。
- (2) いじめ、もしくは問題事案発生時は以下のように取り組みます。



（３）守秘義務について

いじめ対策委員は、職務上知り得た秘密を漏らしません。その職務を退いた後も同様とします。

３．いじめ防止対策

（１）いじめを生まない学校づくり

- ①児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。
- ②教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。
- ③道徳の時間には、命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させます。
- ④学校全体で、暴力や暴言を排除します。
- ⑤いじめ対策防止推進法やいじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発します。

（２）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットや携帯電話によるメールやラインを使用する際のルールやモラルを指導します。また、平素から情報を得るように心がけるとともに、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかに解決することに努めます。

４．いじめの早期発見

- ①日頃から児童が発信する危険信号を見逃さないために、教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図ります。
- ②定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、教育相談等を通じて、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。
- ③インターネットや携帯電話の利用状況のアンケート調査を実施し、結果を共有し情報教育に生かします。また、結果を保護者には発信します。

５．いじめを認知した場合の対応

（１）正確な実態把握と速やかな報告

- ①当事者や周りの児童から個別の聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努めます。
- ②関係職員と情報を共有し、事実について正確に把握します。
- ③いじめと認定した事実を第一報として「いじめ対応情報管理システム」に速やかに報告します。
- ④いじめの事実・情報を全職員で共有します。

（２）指導体制・方針決定

- ①教職員全体で共通理解を図り、指導のねらいを明確にします。
- ②問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応します。（「報告・連絡・相談」の徹底）

③いじめアンケート等で実態を把握しそれを検証することで、取り組みの方針を決め、PDCAサイクルの確立を図ります。

④教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行います。

(3) 児童への指導・支援

①いじめられた児童の保護に最大限努め、心配や不安を取り除きます。また、いじめを知らせた児童の安全を守ります。

②いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせます。

(4) 保護者との連携

①いじめ事案解消のための具体的な対策について、保護者に丁寧に説明をします。

②保護者の協力を求め、学校との連携について協議します。

(5) いじめ発生後の対応

①関係児童に対して継続的に指導・支援を行います。

②学校スクールカウンセラー等を活用し、児童の心のケアに努めます。

③心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営に努めます。

(6) 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の充実

①児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を行います。

②各分掌におけるいじめ防止につながる役割を明確化し、日常的な取組を実施します。

6. 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時をいいます。(児童が自殺を企図した場合等)

- いじめにより、児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時：不登校の定義をふまえて、年間30日をめやすとし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手します。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時：重大事態が発したものであるとして真摯に報告・調査にあたります。
- 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行います。
 - ・ 重大事態が発生した旨を、名張市教育委員会に速やかに報告します。(学校長→市教委→市長)
 - ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を実動させます。(臨時いじめ対策委員会)
 - ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。(市いじめ問題専門委員会による調査等)
 - ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。